



# 熊本県公報

第13252号  
令和5年(2023年)  
8月1日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- 令和5年度(2023年度)県立学校教職員用卓上型モニタの競争入札参加資格等…………… (管理調達課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の変更…………… ( // ) 3
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定…………… ( // ) 4
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定…………… ( // ) 5
- 保安林の指定…………… ( // ) 5
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 令和5年度(2023年度)県立学校教職員用卓上型モニタの一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 6
- 第3回第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会の開催…………… (企画課) 10
- 令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (教育政策課) 10
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県歯科保健推進会議の開催…………… (歯科保健推進会議) 11
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (熊本・上益城地域保健医療推進協議会) 11

### 登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (教育政策課) 10
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本県歯科保健推進会議の開催…………… (歯科保健推進会議) 11
- 令和5年度(2023年度)第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (熊本・上益城地域保健医療推進協議会) 11

## 告 示

### 熊本県告示第600号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
- 3 検査日等

検査日(令和5年(2023年))	検査受付時間	検査場所
9月4日	午前10時から午後3時まで	J A阿蘇 黒川支所第二倉庫
9月5日	午前10時から正午まで	J A阿蘇 グリーンショップ やまびこ
9月5日	午後1時30分から午後3時まで	阿蘇市地域農業再生協議会 (旧J A阿蘇 山田支所)
9月6日	午前10時から午後3時まで	阿蘇体育館

9月7日	午前10時から午後3時まで	一の宮体育館
9月8日	午前10時から正午まで	阿蘇市 波野支所
9月8日	午後1時30分から午後3時まで	産山村役場
9月11日	午前10時30分から正午まで	(旧)北里小学校
9月11日	午後1時30分から午後3時まで	小国公立病院
9月12日	午前10時から午後3時まで	小国町役場
9月13日	午前10時から午後3時まで	南小国町役場 駐車場
9月14日	午前10時30分から午後2時30分まで	高森町 草部出張所
9月15日	午前10時から午後3時まで	高森総合センター
9月19日	午前10時から午後3時まで	南阿蘇村役場
9月20日	午前10時から午後3時まで	南阿蘇村役場
9月21日	午前10時から午後3時まで	西原村役場

4 検査を実施する指定期間検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

### 熊本県告示第601号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

令和5年度（2023年度）県立学校教職員用卓上型モニタ

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）8月10日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）9月1日から令和7年（2025年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

### 熊本県告示第602号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ケアサポートつくし 玉名郡南関町関町136 2番地5	合同会社つくし 玉名郡南関町関町146 3 堤 良平	居宅介護、重度訪問 介護	令和5年(2 023年)8 月1日

**熊本県告示第603号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
荒木 大介 林田 孔明 坂本 裕太 奥野 貴之 松永 佳祐 治久丸 歩 濱田 慎人 吉崎 義祐 光延 雅人	整骨院 元 光の 森院	菊池郡菊陽町光の森 6丁目19-2	令和5年(202 3年)3月31日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
治久丸 歩 光延 雅人	整骨院 元 光の 森院	菊池郡菊陽町光の森 6丁目19-2	令和5年(202 3年)3月31日

**熊本県告示第604号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	変更事項（施術所の所在地）		施術所の名称	変更年月日
	旧	新		
光延 雅人 吉崎 義祐 濱田 慎人 殖田 隆貴 治久丸 歩 松永 佳祐 菌田 真之介 奥野 貴之	菊池郡菊陽 町光の森7 丁目3-3	菊池郡菊陽町 光の森6丁目 19-2	整骨院 元 光の森院	令和5年(2023 年)1月4日

坂本 裕太 林田 孔明 加藤 優 岩井 春香 馬場 秀二郎 杉村 祐馬 添島 康隆 荒木 大介 野田 健人 山下 大輔				
中武 貴史	球磨郡あさぎり町免田東3766番地1	球磨郡あさぎり町免田東3766番地2	あさぎり整骨院	令和5年(2023年)5月1日

**熊本県告示第605号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
黒瀬 由朗	きずな整骨院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森5-10-1	令和5年(2023年)5月18日
奥村 伊旦	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和5年(2023年)5月22日
松尾 謙一郎	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和5年(2023年)5月29日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
日車 明彦	在宅マッサージ ひのわ人吉	人吉市上漆田町4268	令和5年(2023年)4月11日
作本 麗珠	堺はりきゅう治療院 荒尾院	荒尾市原万田麻八反田630-1	令和5年(2023年)5月1日
本田 輝龍	きずな鍼灸院 光の森院	菊池郡菊陽町光の森5-10-1	令和5年(2023年)5月18日

(はり師)

椎畑 樹音	ひかり鍼灸院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和5年(2023年)5月22日
-------	--------	----------------	------------------

(あん摩マッサージ指圧師)

日車 明彦	在宅マッサージ ひのわ人吉	人吉市上漆田町4268	令和5年(2023年)4月11日
-------	---------------	-------------	------------------

**熊本県告示第606号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市牛深町字白瀬3631番1、3632番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字白瀬3631番1（次の図に示す部分に限る。）、3632番1  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第607号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和5年（2023年）8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字砥石川4026番1、4039番、4041番、4044番1、4044番2、字ウクエ4124番1、4126番1、4127番3、4127番6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字砥石川4039番・4041番・4044番1・字ウクエ4126番1・4127番3・4127番6（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第608号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和5年（2023年）8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字新道平1637番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字新道平1637番2（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和5年（2023年）8月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 令和5年（2023年）8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	久連子落合線	八代市泉町久連子字日添 9番地先から	70.7	災害復旧工事

	同所	15番1地先まで	
2	供用を開始する期日 令和5年(2023年)8月1日		

公 告

熊本県公告第476号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社九経ファーム	菊池郡菊陽町辛川水落	熊本市東区戸島町1398番1
農事組合法人火の君とよだ	熊本市南区城南町塚原	熊本市南区城南町沈目字辰崩238番
北原 朋	熊本市南区御幸木部	熊本市南区近見四丁目439番1ほか11筆
北原 朋	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部町字井尻1345番1ほか6筆
北原 朋	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸笛田町字葎ノ本1258番ほか7筆

2 認可年月日  
令和5年(2023年)7月25日

熊本県公告第477号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 案件名及び数量  
令和5年度(2023年度)県立学校教職員用卓上型モニタ 発注仕様書のとおり
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等  
発注仕様書による。
- (4) 納入期限  
令和6年(2024年)3月22日(金)
- (5) 納入場所  
熊本県熊本市中央区黒髪二丁目22-1ほか  
熊本県立済々黌高等学校ほか72校
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費、据付費等納入に



- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)8月28日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)9月12日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)9月11日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 令和5年(2023年)9月12日(火)午前10時  
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)9月11日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることができない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者とした入札  
イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札  
エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札  
オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 明らかに連合によると認められる入札  
キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札  
ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札  
シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。  
1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について



て事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の本範囲内最低価格をもって有効な入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

本契約に係る議会の議決の日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上わたって締結し、これを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととならぬおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 本契約に係る議会の議決の日

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and quantity of the products to be purchased:

5,049 desktop monitors

## (2) Delivery period:

March 22nd, 2024

## (3) Delivery Place:

Kumamoto Prefectural Seiseiko Senior High School, and other 72 Kumamoto Prefectural Schools.  
2-22-1 Kurokami, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0862, Japan, and other 72 Kumamoto Prefectural Schools.

## (4) Date and Place for tender:

Date: September 12th, 2023 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

## (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570 Japan  
Phone: 096-333-2580

## (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):

Tender must arrive no later than Date: September 11th, 2023

## (7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第478号**

第3回第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 開催日時

令和5年(2023年)8月9日 午後2時30分から

## 2 開催場所

熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

## 3 議題

令和5年度(2023年度)政策評価等について

## 4 傍聴者の定員

10人

## 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、係員の指示に従って入室することができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。

## 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企画振興部企画課戦略推進班  
(電話 096-333-2019)

**登載依頼****熊本県教育委員会公告第22号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊

本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県教育長 白石 伸 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
令和5年度(2023年度)県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務  
ライセンス数: 4, 768
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室働き方改革推進班  
郵便番号862-8609 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年(2023年)6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 熊本支社熊本第二営業部  
熊本県熊本市東区下南部三丁目10番32号
- 5 落札金額  
66,650,918円(うち消費税及び地方消費税の額6,059,174円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年(2023年)4月25日

#### 熊本県歯科保健推進会議公告第1号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県歯科保健推進会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本県歯科保健推進会議

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月7日(月曜日)  
午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議題  
(1) 第5次熊本県歯科保健医療計画骨子案について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班  
(電話096-333-2208)

#### 熊本・上益城地域保健医療推進協議会公告第2号

令和5年度(2023年度)第1回熊本・上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年(2023年)8月1日

熊本・上益城地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月3日(木) 午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県医師会館 6階大会議室  
熊本市中心区花畑町1番13号
- 3 議題  
(1) 第7次熊本・上益城地域保健医療計画の総合評価  
(2) 第8次熊本県保健医療計画策定方針  
(3) 第8次熊本・上益城地域保健医療計画(別冊)の方針等  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

上益城郡御船町辺田見396-1

熊本・上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課内）

（電話096-282-0016）